

家族手当制度 への一提案

(アメリカ)

家族手当制度は、現在62カ国で実施され、社会保障制度の重要な一部門を構成している。

I 家族手当制度の目的と効果

制度を実施しているどの国も、その創設に際して適当な理由をかけってきた。ここではこの理由を次の点に分類し、分析を試みる。

1 社会的効果 家族手当制度は児童の養育費負担を均等化することにより、社会的公平と正義の確立を目的として発展してきた。

この点についてアメリカの現状をみると、アメリカの賃金制度は家族規模と無関係であり、扶養児童数の多い家族に扶養費の過度な負担がかかっている。したがって、家族手当

制度の社会的効果としては、賃金制度や賃金比例の社会保険給付が家族の実際のニードと無関係にある点を補完するところにある。これは将来の生産の担い手、教育のある市民を育てるための投資である。

2 経済的効果 家族手当制度の財源が国庫でまかなわれるならば、高い所得者層から児童をもつ低い所得者の家族への垂直的な所得再分配効果をもたらす。

一般に低い所得者層ほど高い限界消費性向にあるといわれている。このため、家族手当により付加される所得の増加分はそのまま消費支出にまわされる可能性が高く、老齢、遺族保険のような長期的振替給付や他の所得保



障政策と同様、経済の安定化に貢献する。

3 政策的効果 家族手当制度を実施している国では、さまざまな反対や疑問が生じた。

(1) 家族手当は人口増加の原因になるのか
これについてはフランス等の歴史をみても家族手当が出生率の増加をうながしたという明確な証明はない。しかしこの制度は、児童が両親に望まれている場合、よりよい養育のためにその家族を援助してきたことから、家族手当は人口の質的向上の面において一定の役割を果してきたといえる。

(2) 家族手当制度受給により、労働意欲が喪失されるのではないかという疑問があるがこの心配はない。というのは、児童を養育するという人間の基本的欲求は、最低の経済的保障が得られたあとでさえも減じるものではなくより高い水準の生活を望むようになる。この望みは両親の労働意欲を一層誘発する。

(3) 労働組合は、家族手当制度創設の際、次の点から反対してきた。(a)手当は賃金を下げる傾向にある。(b)「ニードに応じた給付」という口実で十分な最低標準賃金の導入を回避しようとしている。(c)多子家族と児童のな

い労働者間の連帯感を弱め、団体交渉の努力を切り崩し、ひいては不十分な賃金を固定化するものである。

たしかに、この批判は各国の制度の沿革をみると必ずしも否定できないものである。しかし、組合は「各人のニードに応じた賃金」への要求と「同一労働同一賃金」の原則のジレンマにあった。このジレンマは、政府による国庫負担の制度が実施されると、幾分緩和される。

Ⅱ アメリカの家族手当制度への提案

次にアメリカで家族手当制度を計画する際に必要な諸問題を検討する。

1 給付額 現在提案されている給付額は、児童1人当たり月額10～50ドルの範囲である。この制度を貧困防止の手段としてとられるならば、給付額は高いほど望ましい。月額50ドル、年額600ドルは所得税法の扶養控除額や児童一人の養育に要する貧困ラインの収入にもほぼ等しく、この国の高い生活水準からみて50ドルの額は決して不合理ではない。

2 給付を年齢、出生の順位で変えるか これはその国の人口政策と制度の管理の問題に

関係する。アメリカでは管理の複雑化をさけるため、年齢、出生順位をとわず均一の給付を採用することが賢明である。

3 均一レートか、賃金比例の手当か この問題も家族手当制度を貧困防止の手段としてみるならば、賃金水準に関連する遞減的給付、比例的給付のいずれも望ましくない。この点で、累進的給付は意味があるが、これには資産調査の導入と管理の複雑化の問題が生じてくる。

4 児童の範囲 各国が採用している範囲の形態はその国的人口政策と関連しているが、経済性、貧困防止の効果、管理の効率化の3点も範囲決定の要因になりうる。

アメリカでもし第2子以降の児童にだけ手当を支給すると、経費の41%が節約されるが貧困児童の31%がとり残される。さらに第3子からでは節約経費は69%になるが、貧困児童の55%が排除される。このように同じ給付率の制度であっても、支給範囲を制限すると貧困防止の効果は半減する。

管理面からは支給対象が制限されるとそれだけ管理範囲が狭く効果的にみえるが、別の

種類の繁雑さが生じる。

5 ニードにみあった給付が必要か ニードにもとづく支給は種々の形態をとりうるが、家族のニードにより密接に適合するためには資産調査が必要になる。一度資産調査が導入されると、負の所得税制度におけると同じ問題が生じる。また資産調査は純経費を節減するために必要な代価ではあるが、果してその代価を払う価値があるのか。

6 税制度との調整 カナダとイギリスの制度の例は、累進的所得税法のもとで、児童扶養控除を継続することは、児童のある高所得家族には明らかに都合がよい。他方課税対象に家族手当を算入する場合、逆にこの家族にとって不利であることを示している。

アメリカでは手当を貧困家族に焦点をあて計画するのであれば、現行所得税法による扶養控除および最低標準控除EX-MSDが廃止され、家族手当も課税対象所得として算入される必要がある。この場合、中流階層の家族が手当から受ける純利益を適切なものにするために給付額を低く見積ってはならない。

7 他の所得維持制度との関係 すべての児

童に月額50ドルの手当が支給されるなら、他の公的所得維持制度、ことに OSADI から児童にたいする諸給付を削除してよい。それに次的理由がある。①現行所得維持制度における家族の取扱の不公平さ、②賃金に比例した所得維持制度は家族規模に適合することが困難、③これらの制度から児童給付を削除することによる節約分が、より高い水準の最低給付を保障するために、経済的効果を促進させることができる。

公的扶助制度との関係では、家族手当が児童扶養に必要な最低所得を保障するとしてもすべての問題を解決するわけではない。しかし公的扶助制度に必要な経費を最小限にする。

8 財源負担方法 これは、①公平さ、②十分な財源確保にあたっての経済的有效性、③所得再分配の範囲の3点をふまえて考えることが重要である。第1点については、給与支払税による使用者拠出は、企業の生産費中に占める人件費と設備投資費の配分率によって税の拠出額が異なるため、公平ではない。

第2点については、使用者、賃金生活者をと

わず特定のグループにだけ課税することは、財源の負担者数を制限し、それだけ税率が高くなる。この点で国庫による運営は国民の広い層から確実な額を徴収するために望ましい。

第3点については、累進税により財源がまかなわれる方が、逆進税や比例税の場合よりも所得再分配率が高く、貧困者がより多数の児童をもつ傾向を考慮すると、たとえかれらが税拠出をしても、より垂直的な再分配が可能になる。

以上、家族手当制度の社会的、経済的、政策的側面とアメリカに家族手当を導入する際の諸問題について検討してきた。

私はもしアメリカが、貧困防止の手段とし

て家族手当制度を採用するのであれば、次のようなプログラムが適当であると考える。

①制度はすべての児童に、月額1人当たり50ドルの均一給付、②家族手当を課税対象所得に算入し、社会保険と公的扶助制度における児童諸給付の削除、現行税制度との調整をする。③上記②の実施後、節約できる費用をのぞいて純経費は約285億ドル必要になる。④この財源は政府による累進所得税によりまかねられることが望ましい。

Martha N. Ozawa, Family Allowances for the United States: An Analysis and a Proposal. *Social Work*, Vol. 16, No. 4, October 1971.

p. 72-84. (門脇久子)

衛生教育専門職の役割

本稿は、ミシガン大学公衆衛生学部の Dr. Bowman 助教授（衛生教育学専攻）を主任とする研究班が、米合衆国の行政機関に従事する

衛生教育専門職(Public Health Educator)の業務内容の動向を1957年と1969年の2度にわたり調査した結果をもとに比較検討したもの



(アメリカ)